

ふじのくに色彩・デザイン指針

—静岡県における景観配慮の指針—

平成29年5月10日
静岡県交通基盤部道路局
道路保全課

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

静岡県の公共事業の景観配慮

(内容)

- I ふじのくに色彩・デザイン指針
(概要・特徴)
- II 運用体制
(色彩やデザインの決定方法、実効性の持たせ方)
- III 課題及び今後の予定

I ふじのくに色彩・デザイン指針

静岡県の公共事業の景観配慮の方針は？

基本方針

- ① 県土の景観をより印象深く実感
- ② 周囲の地形特性や自然環境への配慮
- ③ 公共施設は景観の脇役
- ④ 安易な装飾・デザインは不要
- ⑤ 景観と安全性の両立



社会を支えるインフラは、縁の下の力持ち
周囲に見える「街なみ」や「自然」を引き立てる

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

I ふじのくに色彩・デザイン指針

公共事業で
整備される
構造物に
求められる
景観配慮
(色彩)

(1)時代に左右されない色を選択する

(2)時間による変化に対応できる色
を選択する

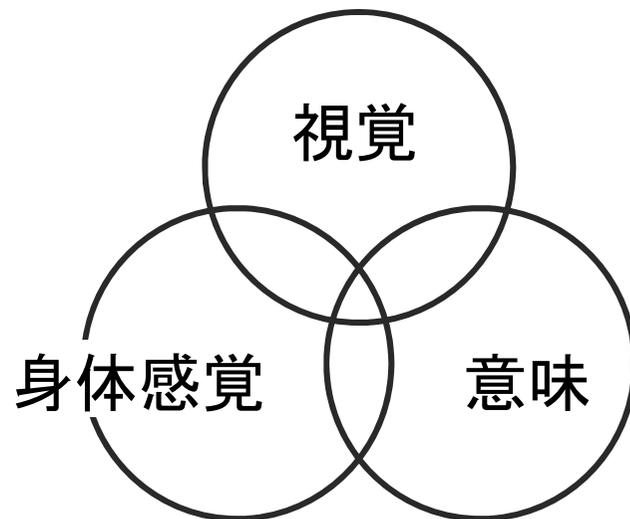
(3)素材そのものが持つ特性（色）
を活かす

(4)全体の統一感をコーディネート
する

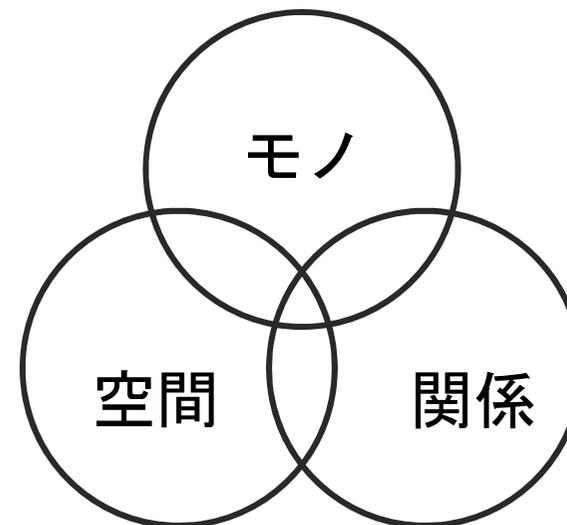
I ふじのくに色彩・デザイン指針

公共事業で整備される構造物に求められる
景観配慮（デザイン）

(1)デザインの観点



(2)デザインの対象



I ふじのくに色彩・デザイン指針

指針の対象は？

対象：基本的に全ての公共事業

↓
(対象外)

- ・緊急を要する応急仮工事や屋内工事等
- ・別途景観に関する規定がある区域での事業

↓
個別施設の景観計画
景観法、自然公園法(特別地域)や文化財保護法(名勝地等)の区域

指針には何が記載されている？

- 内容：①主要構造物に関する静岡県共通ルール(色彩・デザイン)
※主要構造物：防護柵や中小橋といった出現頻度の高い構造物
- ②個別施設の景観配慮のポイント

I ふじのくに色彩・デザイン指針

主要構造物の色彩は？

決め方：沿道景観の特性により20のエリアに区分(基調色の調査)して
推奨色を決定



【20のエリア区分】(県管理道路ではいずれかに区分)

- ①森林(針葉樹)、②森林(広葉樹)、③地形優先、④茶畑、⑤果樹園、⑥芝地
- ⑦農山村集落、⑧荒地、⑨田、⑩既成住宅地、⑪郊外新住宅地、⑫沿道商業地
- ⑬都市商業地、⑭工業地、⑮湖、⑯河川、⑰海岸、⑱港湾・漁港、⑲農村集落
- ⑳歴史的街並み地域

推奨色：景観配慮色(以下の3色+素材色)

ダークブラウン
(10YR2/1程度)

ダークグレー
(10YR3/0.5程度)

グレーベージュ
(10YR6/1程度)

+

素材色(アルミ、亜鉛メッキ等)

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

I ふじのくに色彩・デザイン指針

共通ルール(防護柵)

- ・防護柵は連続して設置される構造物
- ・防護柵設置基準に基づき、必要な箇所に設置



【推奨色】 塗装面積の大小で異なる

塗装面積大(ガードレール) → グレーベージュなど
塗装面積小(ガードパイプ等) → ダークブラウンなど

【デザイン】 場所によって配慮事項が異なる

基本的には、透過性の高い構造(ガードパイプ等)

歩車分離の防護柵は歩行者に配慮したもの

↓ 沿道景観が優れたところは透過性の高い構造

ガードレールは、沿道が擁壁や森林に囲まれて周辺の景色が見えない場合に採用

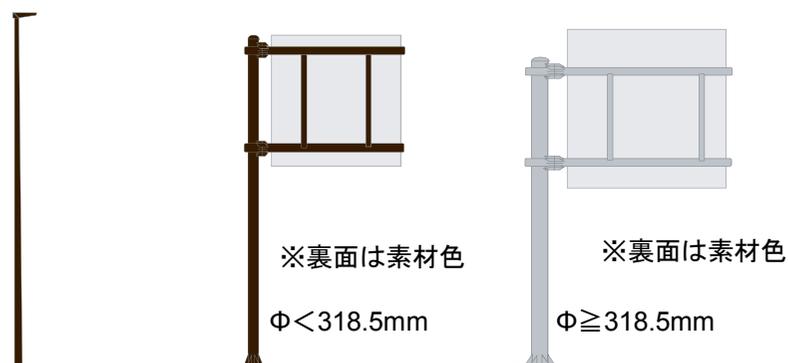
I ふじのくに色彩・デザイン指針

共通ルール(道路附属物)

- ・道路附属物は単体として見られる構造物
- ・防護柵の色彩と合わせ、沿道の構造物に統一感を持たせる

【推奨色】 車止め、照明柱等
標識柱(太いもの)
標識板裏面

→防護柵の色彩に合わせる
→亜鉛メッキ
→素材色



Ⅱ 運用体制

景観配慮の流れ

①設計業務委託発注

②業務検討

施工箇所の景観検討を行う

設計業務成果概要書に景観に配慮した内容を取りまとめる

③納品(業務完了報告)

チェックリストを作成し、工事発注時の景観配慮の内容を整理

※委託時に検討した事項を工事に引き継ぐ

④工事発注

設計書にチェックリスト(設計内容と整合)を添付

⑤工事実施

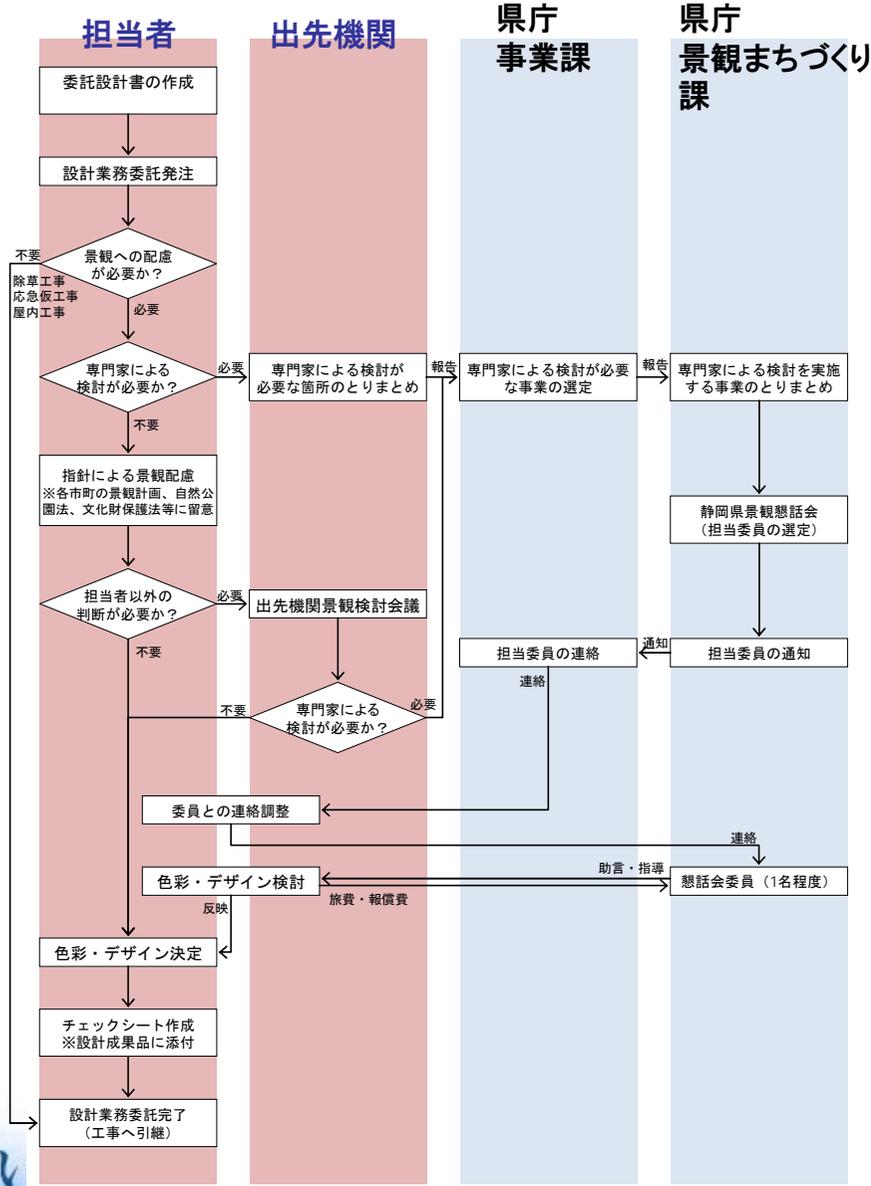
チェックリストに基づき施工、変更がある場合にはチェックリストを修正

⑥完成

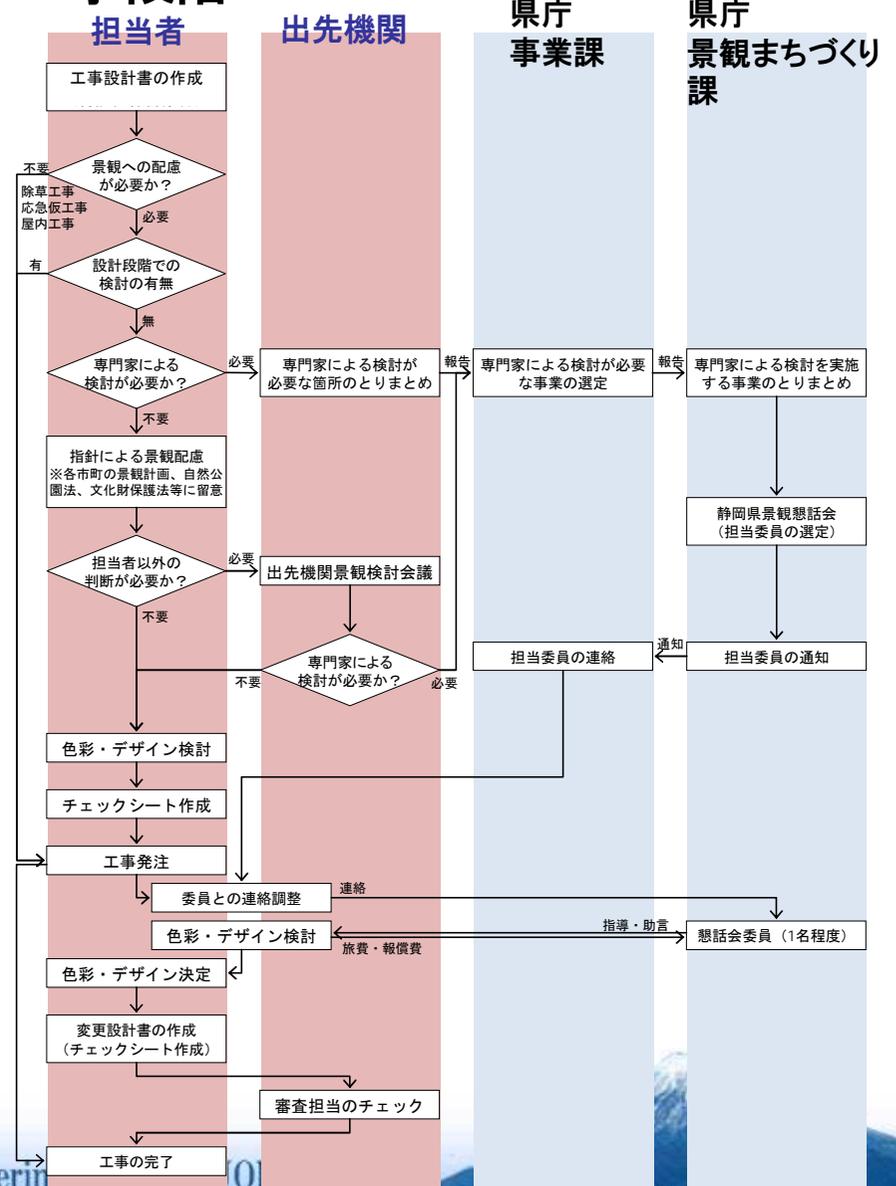
チェックリストは維持管理の際に参考とするためきちんと保存
(当時の検討内容を継承)

Ⅱ 運用体制

設計段階



工事段階



Ⅱ 運用体制

施工箇所の景観検討とは？

① 関係法令の有無

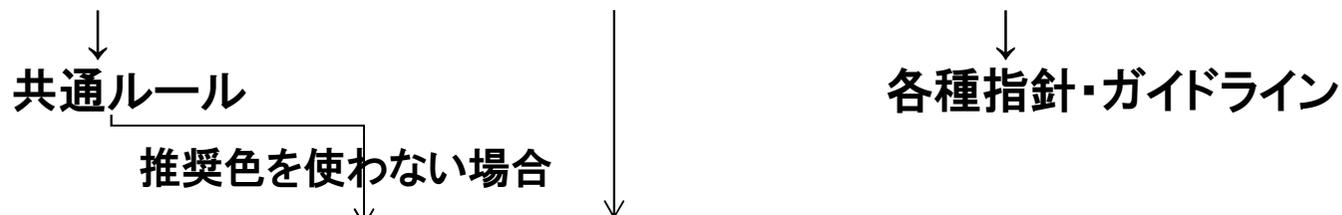
(景観法、自然公園法、文化財保護法等)



該当する場合には、各計画の記載内容に基づき景観検討を行う

② 指針に基づいた景観配慮

(主要構造物、専門家による検討対象、そのほか施設)



専門家による検討(色彩・デザイン)の実施

いっしょに、未来の地域づくり。チェックリストの作成
New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

Ⅱ 運用体制

専門家による検討(1/2)

対象は？

- ・ 鈹桁橋、箱桁橋以外の構造形式で、橋長100m以上の長大橋(補修の場合はコンクリート橋を除く)
- ・ 地域のシンボルなどランドマーク的な意味合いを持つ歩道橋(駅や集客施設に接続する横断歩道橋)
- ・ ランドマークとなるような構造物(新規、既設)
- ・ 景観計画や関連法令など関連計画で定められている場合以外において、指針で推奨する色彩以外を採用する場合

Ⅱ 運用体制

専門家による検討(2/2)

手続き、検討の流れ

- ①年度当初に該当案件を調査(景観まちづくり課(県庁)→事務所)
- ②一覧表をとりまとめ、所管課に確認(景観まちづくり課(県庁)→所管課(県庁))
- ③景観懇話会により担当委員の選定(景観まちづくり課)
- ④委員決定通知(景観まちづくり課(県庁)→事務所)
- ⑤委員との日程調整(事務所)
- ⑥現地確認と景観検討(委員・事務所)
- ⑦チェックリストを作成(事務所)【検討事項・内容の継承】

Ⅲ 課題及び今後の予定

色彩・デザインの課題

①色彩・デザインを「より深める」方策

- ・指針に則り一定のルールに従えば、外れることはないが、現場ごとに状況が異なるため、どういった対応するのがベストか検討する必要がある。

②指針に無い路面標示

- ・サイクリング人気の高まりや生活道路の事故防止が叫ばれる中、路面標示が多くなっている。これらを景観にどうマッチさせていくか。

③機能が重複した道路構造物

- ・植栽と横断防止柵など機能がかぶっているものをコストや景観の面から見直していく必要がある。

Ⅲ 課題及び今後の予定

○運用体制の課題

①他機関との連携

- ・標識等において、視認性を重視する警察等との連携をどうしていくか。

②景観に対する現場担当者の意識

- ・設計時点での景観検討が特に重要だが、現場担当者の意識に温度差が出やすい。この意識をどのように向上させていくか。

③既設道路施設の景観対応

- ・車両用防護柵は、連続した構造物であり、壊れた防護柵を景観対応型(茶色)で補修すると、白と茶色の防護柵が混在することとなる。
- ・補修等の必要が無い、すなわち健全な白色の防護柵をどのように効率的に景観対応させていくか。

Ⅲ 課題及び今後の予定

○今後の予定

「ふじのくに色彩・デザイン指針」の上位計画である「新静岡県景観形成ガイドプラン」を、県の役割や戦略が確実に実施されるよう見直し、「ふじのくに景観形成計画」として平成29年3月に公表した。

「ふじのくに色彩・デザイン指針」についても上位計画の見直しに伴い、今後改定作業を実施していく。